

[行政法]

屋外広告物法は、都道府県が条例により「屋外広告物」（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの）を規制することを認めており、これを受けて、A県は、屋外広告物（以下「広告物」という。）を規制するため、A県屋外広告物条例（以下「条例」という。）を制定している。条例は、一定の地域、区域又は場所について、広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の表示又は設置が禁止されている禁止地域等としているが、それ以外の条例第6条第1項各号所定の地域、区域又は場所（以下「許可地域等」という。）についても、広告物等の表示又は設置には、同項により、知事の許可を要するものとしている。そして、同項及び第9条の委任を受けて定められたA県屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）第10条第1項及び別表第4は、各広告物等に共通する許可基準を定め、規則第10条第2項及び別表第5二は、建築物等から独立した広告物等の許可基準を定めている。

広告事業者であるBは、A県内の土地を賃借し、依頼主の広告を表示するため、建築物等から独立した広告物等である広告用電光掲示板（大型ディスプレイを使い、店舗や商品の商業映像を放映するもの。以下「本件広告物」という。）の設置を計画した。そして、当該土地が都市計画区域内であり、条例第6条第1項第1号所定の許可地域等に含まれているため、Bは、A県知事に対し、同項による許可の申請（以下「本件申請」という。）をした。

本件広告物の設置が申請された地点（以下「本件申請地点」という。）の付近には鉄道の線路があり、その一部区間の線路と本件申請地点との距離は100メートル未満である。もっとも、当該区間の線路は地下にあるため、設置予定の本件広告物を電車内から見通すことはできない。また、本件申請地点は商業地域ではなく、本件広告物は「自己の事務所等に自己の名称等を表示する広告物等」には該当しない。これらのことから、A県の担当課は、本件申請について、規則別表第5二（ハ）の基準（以下「基準1」という。）に適合しない旨の判断をした。他方、規則別表第4及び第5のその他の基準については適合するとの判断がされたことから、担当課は、Bに対し、本件広告物の設置場所の変更を指導したものの、Bは、これに納得せず、設置場所の変更には応じていない。

一方、本件申請がされたことは、本件申請地点の隣地に居住するCの知るところとなった。そして、Cは、本件広告物について、派手な色彩や動きの速い動画が表示されることにより、落ちついた住宅地である周辺の景観を害し、また、明るすぎる映像が深夜まで表示されることにより、本件広告物に面した寝室を用いるCの安眠を害するおそれがあり、規則別表第4二の基準（以下「基準2」という。）に適合しないとして、これを許可しないよう、A県の担当課に強く申し入れている。

以上を前提として、以下の設問に答えなさい。

なお、条例及び規則の抜粋を【資料】として掲げるので、適宜参照しなさい。

[設問1]

A県知事が本件申請に対して許可処分（以下「本件許可処分」という。）をした場合、Cは、これが基準2に適合しないとして、本件許可処分の取消訴訟（以下「本件取消訴訟1」という。）の提起を予定している。Cは、本件取消訴訟1における自己の原告適格について、どのような主張をすべきか。想定されるA県の反論を踏まえながら、検討しなさい。

[設問2]

A県知事が本件広告物の基準1への違反を理由として本件申請に対して不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）をした場合、Bは、本件不許可処分の取消訴訟（以下「本件取消訴訟2」という。）の提起を予定している。Bは、本件取消訴訟2において、本件不許可処分の違法事由として、基準1が条例に反して無効である旨を主張したい。この点につき、Bがすべき主張を検討しなさい。

【資料】

○ A県屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物の在り方）

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

（許可地域等）

第6条 次の各号に掲げる地域、区域又は場所（禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 都市計画区域

二 道路及び鉄道等に接続し、かつ、当該道路及び鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域（第1号の区域を除く。）

三、四 略

五 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域又は場所

2 略

（許可の基準）

第9条 第6条第1項の規定による許可の基準は、規則で定める。

○ A県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、A県屋外広告物条例（以下「条例」という。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の基準）

第10条 条例第6条第1項の規定による許可の基準のうち、各広告物等に共通する基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第6条第1項の規定による許可の基準は別表第5のとおりとする。

別表第4（第10条第1項関係）

一 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。

二 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。

別表第5（第10条第2項関係）

一 略

二 建築物等から独立した広告物等

(イ) 一表示面積は、３０平方メートル以下であること。

(ロ) 上端の高さは、１５メートル以下であること。

(ハ) 自己の事務所等に自己の名称等を表示する広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、１００メートル（商業地域にあつては、２０メートル）以上であること。

三～九 略



表

Bゼミ

試験科目	受験番号			フリガナ	
行政法				氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 藤瀬淳
質問：junf98327@gmail.com
2025.4.30実施 Bゼミ 行政法

行政
法

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

行政
法

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き通えて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：弁護士 藤瀬淳

質問：junf98327@gmail.com

2025.4.30実施 Bゼミ行政法

行政
法

行政
法

令和元年予備試験行政法 参考答案

第1 設問1

- 1 Cは以下のように原告適格が認められると主張すべきである。
- 2 「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法（以下、法令名省略）9条1項）とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護される利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがある者をいい、法律上保護される利益は、当該処分の根拠法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としても保護する趣旨であると解される場合に認められる。

そして、本件においてCは申請者ではなく、「処分…の相手方以外の者」にあたるので、9条2項に従い、検討する。

- 3 (1) 前提として、Cが本件において主張すると考えられるのは、良好な景観を維持する利益と安眠を害されない利益の二つである。
- (2) では、これらの利益は条例により保護されるか。まず、根拠法令の文言、趣旨及び目的について考える。

条例1条は「この条例は…良好な景観を形成し、及び風致を維持…することを目的とする」と定め、同2条は広告物がその目的を害しないことを定めている。そして、同6条1項2号に「自然の景観」に関する配慮規定があり、同6条1項5号も「良好な景観を形成」することへの配慮をしている。これらの規定から、条例は前者の良好な景観を維持する利益を保護する趣旨であるといえる。

さらに、同1条は「公衆に対する危害を防止すること」も目的としており、同6条1項5号において、「公衆に対する危害を防止するため」との規定があることから、周辺住民が何らかの危害を受けることがないことを利益として保護しているといえるので、後者の安眠を害されない利益も保護されている。

- (3) ア では、この利益は一般的公益に吸収されるか、個別的利益として保護されるか。

「利益の内容及び性質」から考える。

イ ここで、A県の反論として以下のようなものが考えられる。

景観利益というのはあくまでも地域一帯において認められる公益的な性質が強い利益である。また、公衆の安全という利益についても、個別的なものではなく、社会全般にかかる公益的な性質のものである。したがって、条例の保護する利益は一般的公益に吸収される。

ウ この反論について、たしかに良好な景観を維持する利益は、人の生命身体に関わるものではなく、性質上一般的公益に吸収されるものであるとい

える。また、条例及び規則においても周辺住民の許可条件を設けるなどの、具体的に周辺住民の景観利益を保護する趣旨の規定は存在しない。

したがって、良好な景観を維持する利益について、Cは個別的に保護されることなく、原告適格は認められない。

エ 一方で、安眠を害されない利益は、睡眠という健康に直結する行為に関するもので、人の身体生命に大きく関わる性質といえる。また、その害の程度は、広告物との位置関係により大きく左右されるので、個別的に判断する必要性が大きい。そして、本件基準2においては、明文上周辺住民への配慮規定はないように思えるものの、規制の対象として「発光塗料又は反射の著しい材料」をあえて規定しているが、これは周辺住民が広告物による光を原因とする被害を受けることを防止し、個別的にその利益を保護しようという法の趣旨を表すものといえる。

したがって、安眠を害されない利益は、個別的利益として保護される。

- (4) そして、原告適格が認められるのは、条例により個別的に利益が保護される範囲に含まれる者、すなわち、広告物の発する光が直接入ってきて安眠に影響を受けるような位置関係にある近隣住民である。

Cは本件広告物の隣地に居住するものであり、本件広告物が深夜まで映像を表示することにより安眠を害されるおそれが明らかであることから、原告適格が認められる。

- 4 よって、Cには原告適格が認められる。

第2 設問2

- 1 基準1は、条例9条により委任を受け、条例6条1項の許可の基準を定めたものである。委任の範囲を逸脱する基準は違法であり無効となるところ、基準1は委任の範囲を逸脱し、無効とならないか。
- 2 委任の範囲を逸脱しているか否かは、委任の趣旨目的を勘案して判断する。
- 3 (1) 条例6条1項2号は「鉄道等に接続し、かつ、…鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域」を許可が必要な場所としている。この趣旨は、鉄道等に接続している場所に広告物等が設置されることにより、鉄道等の運行に支障が出ることを防ぎ、また車内からの景観を保護することにあると考えられる。そのため、鉄道等からの距離制限を設けるにあたっては、鉄道等から広告物等が認識できる場合に限定すべきであり、そのような限定がない場合には条例の趣旨に反すると考える。
- (2) そこで基準1について見ると、「鉄道等までの距離は、100メートル以上」とするのみで、鉄道等から広告物が認識できる場合に限定する旨の文言は定められていない。A県には地下鉄が走っており、広告物等との距離が近くて

も広告物が認識できない場合がありえることから、上記のような限定がなされていない基準は条例の趣旨に反しているといえる。

4 よって、基準1は条例による委任の範囲を逸脱しており、違法であり無効となる。

以上

1 法律答案の書き方・作法

- ・ 文字は読みやすく、略字は用いない
- ・ 設問変わる場合でも、頁を変えたり、行を空けたり絶対にしない
1行目から最後の行の「以上」まで行を空けることはない
- ・ ナンバリングした場合には、ナンバリングに合わせて字を下げ、左端に空白のスペース（インデント）をとる（必須ではないが、このように書いた方が読みやすく、印象がよい）
具体例

1 本件勧告について

- (1) Xは、本件勧告に処分性が認められることについて、どのような主張をすべきか。
- (2) 「処分」（行政事件訴訟法(以下、行訴法)3条2項)とは、公権力の主体たる国または公共団体の行う行為のうち、それにより直接国民の権利義務を形成し……
ア 本件におけるXの……

2 行政法について

(1) 予備試験における行政法の位置付け

- ・ 受験生が後回しにしがち
→ そのためか、受験生全体のレベルが低い(おそらく主要7科目で一番低い)
- ・ しかし、覚えることはそこまで多くない(おそらく憲法に次いで少ない)
- ・ 出題パターンがだいたい決まっている
→ 早いうちから取り組んでもものにしておけば、安定して高得点狙える

(2) 行政法の出題パターン

- ・ 設問は2つ
片方で訴訟要件該当性を、もう一方で本案で主張する違法性の内容について問うパターンが多い
…最近はこのパターンとは異なる（マニアックな）論点も混ぜてくる傾向
- ・ 訴訟要件該当性として問われるのは、処分性か原告適格の可能性が高い(数年前までは交互に出題)
- ・ 違法性の主張については、裁量の逸脱濫用の可能性がかなり高い
手続上の違法もそれなりの頻度で出題される
→ ものすごく複雑な法律論を考えさせられることはあまりないので、行政法全般の基本的な理解ができているか、初めて見る法令の仕組み解釈ができるか、判例をきちんと理解しているか、こういった事項が問われる

3 本問(令和元年予備試験)の解説

(1) 総論

行政法を解く際の注意点

- ・ 設問をしっかりと読んで、何を問われているか把握（誰の立場で？結論決まってるか？主張すること決まってるか？）
- ・ 誘導に乗る（設問、問題文中の各事実の分量、当事者が不満を持っている点）

(2) 設問 1

・ 設問

A 県知事が本件申請に対して許可処分をした場合、C は、これが基準 2 に適合しないとして、本件許可処分の取消訴訟の提起を予定している。C は、本件取消訴訟 1 における自己の原告適格について、どのような主張をすべきか。想定される A 県の反論を踏まえながら、検討しなさい。

→ 問題となるのは、本件取消訴訟 1 における C の原告適格

C の立場からの主張を、想定される A 県の反論を踏まえて検討する必要

→ 求められている結論は？

・ 原告適格の検討手順

「法律上の利益を有する者」(行訴法 9 条 1 項) についての小田急高架下事件（最大判平 17.12.7）の解釈を示す

「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう

→ 法律上保護された利益に当たるか否かは、当該処分の根拠法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般公益に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解することができるか否かによって判断する

+

「処分…の相手方以外の者」に当たるため 9 条 2 項に従い検討することを指摘

↓

9 条 2 項に従い検討（検討の順序は諸説あり）

① 原告が害されている利益

問題文から原告の主張する被侵害利益を読み取り記載

→ 良好な景観を維持する利益と安眠を害されない利益

② 法令上どのような利益が保護されているか

根拠法令や関係法令の「趣旨及び目的」を検討

→条例1条「この条例は…良好な景観を形成し、及び風致を維持…することを目的とする」

同2条「良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない」

同6条1項2号「自然の景観」

同6条1項5号「良好な景観を形成」

⇒良好な景観を維持する利益を保護する趣旨

同1条「公衆に対する危害を防止すること」

同6条1項5号「公衆に対する危害を防止するため」

⇒安眠を害されない利益も保護する趣旨

- ③ ②の利益が一般公益に吸収解消されるか、個別具体的に保護されるか
「利益の内容及び性質」を検討

→良好な景観：人の生命身体に関わるものではない

⇒一般公益に吸収解消される

安眠：睡眠という健康に直結する行為に関連、人の身体生命に大きく影響

害の程度は、広告物との位置関係により大きく左右される

本件基準2「発光塗料又は反射の著しい材料」を規制

⇒個別的に保護される

- ④ 保護範囲に含まれるか否か

③の利益が保護される者の範囲を確定した上で、原告がその範囲に含まれるか検討

→広告物の発する光が直接入ってきて安眠に影響を受けるような位置関係にある近隣住民

⇒Cは本件広告物の隣地に居住する＝範囲内

↓

結論

- ・ 主張反論の書き方について

あくまでも求められているのは原告側の主張

→ ベースはX側に立った検討

→ 反論は争点を明確化するために核心的な部分について端的に書けば十分、具体的にY県の主張を書く必要はなし

(3) 設問2

・ 設問

A県知事が本件広告物の基準1への違反を理由として本件申請に対して不許可処分をした場合、Bは、本件不許可処分の取消訴訟の提起を予定している。Bは、本件取消訴訟において、本件不許可処分の違法事由として、基準1が条例に反して無効である旨を主張したい。この点につき、**Bがすべき主張**を検討しなさい。

→ 問題となるのは、基準1が条例に反しているか

→ 求められている結論は？

Bからの主張＝基準1が条例に反し、無効であるという結論

・ 違法事由 ＝ 基準1が条例に反して無効

→ 条例に反したといえる規範は？

委任の範囲の逸脱

条例に反していそうな部分（Bがおかしいと考えている、不満を感じている部分）は？

「もっとも、当該区間の線路は地下にあるため、設置予定の本件広告物を電車内から見通すことはできない」

2025 年 3 月 11 日 A ゼミ、4 月 30 日 B ゼミ

行政法

最優秀答案

回答者 O・J さん

第 1 設問 1

1 C の主張の根拠

C は、本件取消訴訟 1 において、条例が、①景観利益及び②生活環境利益を保護しているにもかかわらず、本件許可処分により C 自身のこれらの利益が侵害された者として原告適格を有することを主張すべきである。以下、詳述する。

2 C の主張の具体的内容

(1)原告適格は、「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法 9 条 1 項)に認められる。抗告訴訟が国民の権利救済を目的としていること及び権利救済基準を明確にする必要があることから、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。また、当該処分の根拠規定が一般的公益に吸収解消させるにとどめず、個々人の個別的利益として保護する趣旨である場合はこの場合も含むと解する。そして、裁判所は、「処分…の相手方以外の者」

(同条 2 項)である C については、同項の考慮要素に基づき法律上の利益の有無を判断する。

(2)景観利益について

ア 本件許可処分は、本件条例 6 条 1 項を根拠とし、許可地域として、「自然の景観」を害するおそれがある地域(同 2 号)及び「風致を維持」する必要がある地域(同 5 号)を列挙している。また、広告物の発光塗料・反射塗料等を禁止し、「良好な景観の形成」や「風致」を害さないよう配慮している(条例 9 条、規則 10 条 1 項、別表第 4 二)。これは、広告物の発光塗料・反射塗料等によって調和の取れた都市景観を侵害するおそれがあることに鑑み、とくに都市景観を保護する趣旨である。

他方、A 県は、景観利益は国民一般が享受する公益的利益であって一般的公益にすぎないと反論し得る。

しかし、一度良好な景観を害する広告物が設置されると、その広告物と調和の取れた景観・風致を再度形成することは著しく困難となる。少なくとも、良好な景観を有する地点に近接して居住し、その恵沢を享受する住民は、当該広告物の存続により、これまで日常的に享受してきた景観利益を背景とした生活を送ることができなくなり、人格的利益を害されることとなる。

これらのことから、本件条例は、良好な景観を有する地点に近接して居住し、その恵沢を日常的に享受する住民の景観利益を個々人の個別的利益として保護している。

イ 本件では、C は、本件申請地点の隣地に居住しており、日常的に周辺の良好な景観を享

受する住民であるから、Cの景観利益は法律上保護された利益にあたり、本件広告物の設置により同利益が必然的に侵害されるおそれがある。

よって、Cは「法律上の利益を有する者」に該当し原告適格が認められ、A県の反論は失当である。

(3)生活環境利益について

ア A県としては、そもそも当該利益が条例に規定されていないため、条例は個別的利益として保護する利益ではないと反論し得る。

しかし、本件条例が広告物の発光塗料・反射塗料を禁止するのは、広告物の光の反射等により周辺住民の視覚に悪影響を及ぼし睡眠障害等を引き起こすことを「公衆に対する危害」（6条1項5号）として規制し、周辺住民の睡眠環境を保護する趣旨である。

そして、このような広告物の反射光等が日常的に反復継続して周辺住民の視界に入ることにより、睡眠障害等の健康被害が生じることが考えられる。

これらのことから、本件条例は、良好な生活環境を送る地点に近接して居住し、その恵沢を日常的に享受する住民の生活環境利益を個々人の個別的利益として保護している。

イ 本件では、Cは、前述のとおり、本件申請地点の隣地に居住しており、日常的に良好な生活環境を享受する住民である。それに加えて、本件広告物に面した寝室を利用するCは、夜間を含めて視界を害する本件広告物にさらされ、著しく健康を害するおそれがある、Cの生活環境利益は法律上保護された利益にあたり、本件広告物の設置により同利益が必然的に侵害されるおそれがある。

よって、Cは「法律上の利益を有する者」に該当し原告適格が認められ、A県の反論は失当である。

2 Bの主張の具体的内容

(1)本件基準1を含む規則は、条例9条の委任に基づき委任命令である。このことから、委任の範囲が逸脱した場合は無効となる。その判断は、授權法の趣旨・目的、委任の趣旨、授權法との整合性等を考慮して判断するものと解する。

(2)そこで、Bは以下の主張をすべきである。条例の目的は、良好な景観の形成、美観風致及び公衆の安全であり（1条及び2条）、その目的実現のため6条1項により許可基準が定められている。そして、同項2号は「鉄道等から展望できる地域…交通安全を害するおそれがあり、…自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する地域」を定めている。これは、走行する鉄道等から見通しできる箇所への広告物の設置が交通の妨げになることや良好な景観を害することを防止する趣旨である。そのうえで、条例9条が6条1項の許可基準を規則で定めるよう委任したのは、かかる条例の目的を実現するための基準を可能な限り具体化するためである。そうだとすれば、鉄道等からの距離のみを基準として、鉄道等からの見通しを全く考慮していない規則の本件基準1は、授權法である条例に適合しない。また、本件で規制されるのは、Bという広告事業者の営利的表現の自由（憲法21条1項及び22条）であるから、委任の範囲内か否か厳格に判断すべきである。

したがって、かかる授權法たる条例に整合しない本件規則は、委任の趣旨に反するものといえ、規則の本件基準 1 は、条例の委任の範囲を逸脱し、無効である。

以上

最優秀答案 O・Jさん

R1予備行政法（令和7年3月11日）

第1 設問1

1 Cの主張の根拠

Cは、本件取消訴訟1において、条例が、①景観利益及び②生活環境利益を保護しているにもかかわらず、本件許可処分によりC自身のこれらの利益が侵害された者として原告適格を有することを主張すべきである。以下、詳述する。

2 Cの主張の具体的内容

(1)原告適格は、「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法9条1項）に認められる。抗告訴訟が国民の権利救済を目的としていること及び権利救済基準を明確にする必要があることから、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。また、当該処分の根拠規定が一般的公益に吸収解消させるにとどめず、個々人の個別的利益として保護する趣旨である場合はこの場合も含むと解する。そして、裁判所は、「処分…の相手方以外の者」（同条2項）であるCについては、同項の考慮要素に基づき法律上の利益の有無を判断する。

これはあくまでも
法律上保護された
利益の解釈
この普通法上の
これは別の人の
含むようにもわかる

(2)景観利益について

ア 本件許可処分は、本件条例6条1項を根拠とし、許可地域として、「自然の景観」を害するおそれがある地域（同2号）及び「風致を維持」する必要がある地域（同5号）を列挙している。また、広告物の発光塗料・反射塗料等を禁止し、「良好な景観の形成」や

「風致」を害さないよう配慮している（条例9条、規則10条1項、別表第4ニ）。これは、広告物の発光塗料・反射塗料等によって調和の取れた都市景観を侵害するおそれがあることに鑑み、とくに都市景観を保護する趣旨である。

他方、A県は、景観利益は国民一般が享受する公益的利益であって一般的公益にすぎないと反論し得る。

しかし、一度良好な景観を害する広告物が設置されると、その広告物と調和の取れた景観・風致を再度形成することは著しく困難となる。少なくとも、良好な景観を有する地点に近接して居住し、その恵沢を享受する住民は、当該広告物の存続により、これまで日常的に享受してきた景観利益を~~※~~背景とした生活を送ることができなくなり、人格的利益を害されることとなる。

これはやや疑問
がある評価

これらのことから、本件条例は、良好な景観を有する地点に近接して居住し、その恵沢を日常的に享受する住民の景観利益を個々人の個別的利益として保護している。

イ 本件では、Cは、本件申請地点の隣地に居住しており、日常的に周辺の良好な景観を享受する住民であるから、Cの景観利益は法律上保護された利益にあたり、本件広告物の設置により同利益が必然的に侵害されるおそれがある。

よって、Cは「法律上の利益を有する者」に該当し原告適格が認められ、A県の反論は失当である。

(3)生活環境利益について

ア A県としては、そもそも当該利益が条例に規定されていないため、条例は個別的利益として保護する利益ではないと反論し得る。

しかし、本件条例が広告物の発光塗料・反射塗料を禁止するのは、広告物の光の反射等により周辺住民の視覚に悪影響を及ぼし睡眠障害等を引き起こすことを「公衆に対する危害」（6条1項5号）として規制し、周辺住民の睡眠環境を保護する趣旨である。

そして、このような広告物の反射光等が日常的に反復継続して周辺住民の視界に入ることにより、睡眠障害等の健康被害が生じることが考えられる。

↑ これは他にも書ける事情が問題文中にあるので
もっといろいろ書いて少しでも得点を伸ばしましょう

これらのことから、本件条例は、良好な生活環境を送る地点に近接して居住し、その恵沢を日常的に享受する住民の生活環境利益を個々人の個別的利益として保護している。

イ 本件では、Cは、前述のとおり、本件申請地点の隣地に居住しており、日常的に良好な生活環境を享受する住民である。それに加えて、本件広告物に面した寝室を利用するCは、夜間を含めて視界を害する本件広告物にさらされ、著しく健康を害するおそれがある。Cの生活環境利益は法律上保護された利益にあたり、本件広告物の設置により同利益が必然的に侵害されるおそれがある。

よって、Cは「法律上の利益を有する者」に該当し原告適格が認められ、A県の反論は失当である。

2 Bの主張の具体的内容

(1)本件基準1を含む規則は、条例9条の委任に基づき委任命令であ

る。このことから、委任の範囲が逸脱した場合は無効となる。その判断は、授權法の趣旨・目的、委任の趣旨、授權法との整合性等を考慮して判断するものと解する。

(2)そこで、Bは以下の主張をすべきである。条例の目的は、良好な景観の形成、美観風致及び公衆の安全であり（1条及び2条）、その目的実現のため6条1項により許可基準が定められている。そして、同項2号は「鉄道等から展望できる地域…交通安全を害するおそれがあり、…自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する地域」を定めている。これは、走行する鉄道等から見通しできる箇所への広告物の設置が交通の妨げになることや良好な景観を害することを防止する趣旨である。そのうえで、条例9条が6条1項の許可基準を規則で定めるよう委任したのは、かかる条例の目的を実現するための基準を可能な限り具体化するためである。そうだとすれば、鉄道等からの距離のみを基準として、鉄道等からの見通しを全く考慮していない規則の本件基準1は、授權法である条例に適合しない。また、本件で規制されるのは、Bという広告事業者の営利的表現の自由（憲法21条1項及び22条）であるから、委任の範囲内か否か厳格に判断すべきである。

したがって、かかる授權法たる条例に整合しない本件規則は、委任の趣旨に反するものといえ、規則の本件基準1は、条例の委任の範囲を逸脱し、無効である。

A- 原告適格の規範の書こ方は気をつけよう 以上
もっと多くの事実を拾えば上位が組えると思います